

令和 6 年 9 月 27 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

追 加 議 案 の 提 出 に つ い て

令和 6 年丸亀市議会 9 月定例会に下記の議案を別紙のとおり追加提出します。

記

議案第 83 号 令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 84 号 工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築工事）

議案第 85 号 工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う機械設備工事）

議案第 86 号 工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事）

議案第 83 号

令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条のうち、(2) 1 日平均舟券売上金額を次のとおり改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 1 日平均舟券売上金額	700,000 千円	8,000 千円	708,000 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。

収 入

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 競走事業収益	145,434,524 千円	1,609,400 千円	147,043,924 千円
第 1 項 営業収益	145,335,745 千円	1,609,400 千円	146,945,145 千円

支 出

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 競走事業費用	139,697,622 千円	1,431,000 千円	141,128,622 千円
第 1 項 営業費用	136,646,441 千円	1,431,000 千円	138,077,441 千円

令和 6 年 10 月 4 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競走事業収益	145,434,524	1,609,400	147,043,924	
1 営業収益	145,335,745	1,609,400	146,945,145	
1 開催収入	143,317,235	1,609,400	144,926,635	発売金等増額分

支 出

(単位:千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競走事業費用	139,697,622	1,431,000	141,128,622	
1 営業費用	136,646,441	1,431,000	138,077,441	
7 特別競走	16,948,023	1,431,000	18,379,023	売上連動費用増額分

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入及び支出

収 入	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
1 競走事業収益	1 営業収益			145,434,524	1,609,400	147,043,924			
				145,335,745	1,609,400	146,945,145			
			1 開催収入	143,317,235	1,609,400	144,926,635	3 勝舟投票券発売金	1,604,000	発売金増額分
							4 払戻返還不能収入	2,500	発売金増額分
							5 払戻端数切捨金収入	2,900	発売金増額分

支 出	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
1 競走事業費用	1 営業費用			139,697,622	1,431,000	141,128,622			
				136,646,441	1,431,000	138,077,441			
			7 特別競走	16,948,023	1,431,000	18,379,023	55 委託料	76,000	電話投票事務委託料増額分
							57 使用料及び賃借料	70,000	中央情報処理センターシステム利用料増額分
							67 日本財団交付金	63,000	発売金連動増額分
							69 競走会交付金	19,000	発売金連動増額分
							79 払戻金、返還金	1,203,000	発売金連動増額分

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 開催収入	144,921,614		
(2) 受託事業収入	1,991,144		
(3) 雑入	23,666	146,936,424	
2 営業費用			
(1) 総係費	554,612		
(2) 施設管理費	229,200		
(3) 競走実施費	114,637,065		
(4) BTS丸亀	257,751		
(6) 広告宣伝費	979,028		
(7) 特別競走	18,238,861		
(8) 受託事業費	248,777		
(9) 減価償却費	1,099,153		
(10) 資産減耗費	5,561		
(11) その他営業費用	0	136,250,008	
営業利益			10,686,416
3 営業外収益			
(1) 受取利息	40,700		
(2) 使用料	4,914		
(3) 長期前受金戻入	34,338		
(4) 雑収益	17,084	97,036	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	0		
(2) 繰出金	3,000,000		
(3) 寄付金	25,000		
(4) 繰延勘定償却	0		
(5) 雑支出	1,564,178	4,589,178	△ 4,492,142
経常利益			6,194,274
当年度純利益			6,194,274
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			1,200,000
当年度未処分利益剰余金			7,394,274

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		2,452,033	
イ 建 物	11,865,614		
減価償却累計額	<u>△ 3,991,590</u>	7,874,024	
ウ 構築物	8,358,704		
減価償却累計額	<u>△ 2,972,062</u>	5,386,642	
エ 機械及び装置	2,505,892		
減価償却累計額	<u>△ 1,352,352</u>	1,153,540	
オ 船舶	25,144		
減価償却累計額	<u>△ 23,695</u>	1,449	
カ 車両運搬具	56,284		
減価償却累計額	<u>△ 42,659</u>	13,625	
キ 工具器具及び備品	1,544,222		
減価償却累計額	<u>△ 1,340,142</u>	204,080	
ク リース資産			
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ケ 建設仮勘定		<u>1,355,412</u>	
有形固定資産合計			18,440,805
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計			0
(3) 投 資			
ア 基金		3,330,830	
イ その他の資産		<u>0</u>	
投 資 合 計			<u>3,330,830</u>
固 定 資 産 合 計			21,771,635

2 流動資産

(1) 現金預金		47,169,323	
(2) 未 収 金			
ア 営業未収金	273,912		
イ 営業外未収金	2,317		
ウ その他未収金	<u>0</u>	276,229	
(3) 有価証券		3,970,610	
(4) 短期貸付金		0	
(5) 前 払 金		0	
(6) その他流動資産		<u>0</u>	
流動資産合計			51,416,162

3 繰延勘定

繰延勘定合計		<u>0</u>	
資 産 合 計			<u>73,187,797</u>

負 債 の 部

4	固定負債			
(1)	企 業 債			
	ア 建設改良等の財源に 充てる企業債	0	0	
(2)	引 当 金			
	ア 退職給付引当金	331,776		
	イ 修繕引当金	0	331,776	
(3)	リース債務		0	
	固定負債合計			331,776
5	流動負債			
(1)	一時借入金		0	
(2)	企 業 債			
	ア 建設改良等の財源に 充てる企業債	0	0	
(3)	引 当 金			
	ア 修繕引当金	0		
	イ 賞与引当金	31,520	31,520	
(4)	リース債務		0	
(5)	未 払 金			
	ア 営業未払金	2,885,360		
	イ 営業外未払金	7,180		
	ウ その他未払金	89,200	2,981,740	
(6)	未 払 費 用		0	
(7)	前 受 金		31,803	
(8)	預 り 金		18,718	
(9)	その他流動負債		100	
	流動負債合計			3,063,881
6	繰延収益			
(1)	長期前受金		700,736	
(2)	収益化累計額		△ 271,419	
	繰延収益合計			429,317
	負 債 合 計			<u>3,824,974</u>

資 本 の 部

7	資 本 金			
(1)	自己資本金			
	ア 固有資本金	17,339,453		
	イ 繰入資本金	0		
	ウ 組入資本金	11,057,184	28,396,637	
	資本金合計			28,396,637
8	剰 余 金			
(1)	資本剰余金			
	ア 受贈財産評価額	0		
	イ その他資本剰余金	20,922		
	資本剰余金合計		20,922	
(2)	利益剰余金			
	ア 減債積立金	0		
	イ 利益積立金	5,661,719		
	ウ 建設改良積立金	27,889,271		
	エ 当年度未処分利益剰余金	7,394,274		
	利益剰余金合計		40,945,264	
	剰 余 金 合 計			40,966,186
	資 本 合 計			69,362,823
	負 債 資 本 合 計			<u>73,187,797</u>

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

科 目	(単位：千円)
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	6,194,274
減価償却費	1,099,153
除却費	5,561
貸倒引当金増減額(△は減少)	0
賞与引当金増減額(△は減少)	△ 930
退職給付引当金増減額(△は減少)	16,660
修繕引当金増減額(△は減少)	0
長期前受金戻入益	△ 34,338
受取利息及び配当金	△ 40,700
支払利息及び企業債取扱諸費	0
有価証券売却損益(△は益)	0
固定資産売却損益(△は益)	0
未収金の増減額(△は増加)	17,479
未払金の増減額(△は減少)	△ 297,892
預り金の増減額(△は減少)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
小計	6,959,267
受取利息及び配当金	40,700
支払利息及び企業債取扱諸費	0
業務活動によるキャッシュ・フロー①	6,999,967
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	△ 1,500,288
有価証券の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
基金による収入	0
基金への積立	△ 1,700
その他の投資による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 1,501,988
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期前受金の受入による収入	0
長期前受金の返還による支出	0
短期貸付による収入	6,000,000
短期貸付による支出	△ 6,000,000
剰余金の減少	0
企業債の受入による収入	0
企業債の返還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0
資金の増加額④=①+②+③	5,497,979
資金の期首残高	41,671,344
資金の期末残高	47,169,323

議案第 84 号

工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築工事）

（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 6 年 10 月 4 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 （仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 1,236,400,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 112,400,000 円
- 4 契約の相手方 丸亀市田村町 1238 番地
ヒカリ・公栄特定建設工事共同企業体
代表者 丸亀市田村町 1238 番地
株式会社ヒカリ 代表取締役 池田 孝道
構成員 丸亀市川西町北 2318 番地 1
公栄建設株式会社 代表取締役 堤 一仁

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 (仮称) 丸亀市立城東こども園園舎新築工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市土器町西四丁目地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和8年1月30日
- 4 契 約 金 額 ¥1,236,400,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥112,400,000-
丸亀市建設工事請負契約約款(平成21年告示第16号)第57条(債務負担行為に係る契約の特則)の規定に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
(1) 支払限度額 令和6年度 ¥444,500,000-
令和7年度 ¥791,900,000-
(2) 出来高予定額 令和6年度 ¥493,900,000-
令和7年度 ¥742,500,000-
- 5 契約保証金 ¥123,640,000-
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する対象建設工事の該当の有無
☒ 該当する(分別解体等の方法等については、別紙のとおり)
☐ 該当しない
- 7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市(代表者 市長 松永 恭二)と

受注者 ヒカリ・公栄特定建設工事共同企業体(代表者 株式会社ヒカリ 池田 孝道)とは、
各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則(平成17年規則第48号)及び丸亀市建設工事請負契約約款(平成21年告示第16号)によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年9月3日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二



受注者 丸亀市田村町1238番地
ヒカリ・公栄特定建設工事共同企業体
代表者 丸亀市田村町1238番地
株式会社ヒカリ
代表取締役 池田 孝道



構成員 丸亀市川西町北2318番地1
公栄建設株式会社
代表取締役 堤 一仁



備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 ☒ 有 ☐ 無
	④屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無
	⑥その他 (外構工事)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無

2 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	辻村建設㈱	香川県善通寺市弘田町字甲山1785番1
木くず	丸福工業㈱	香川県丸亀市飯山町東坂元字城山3150番9

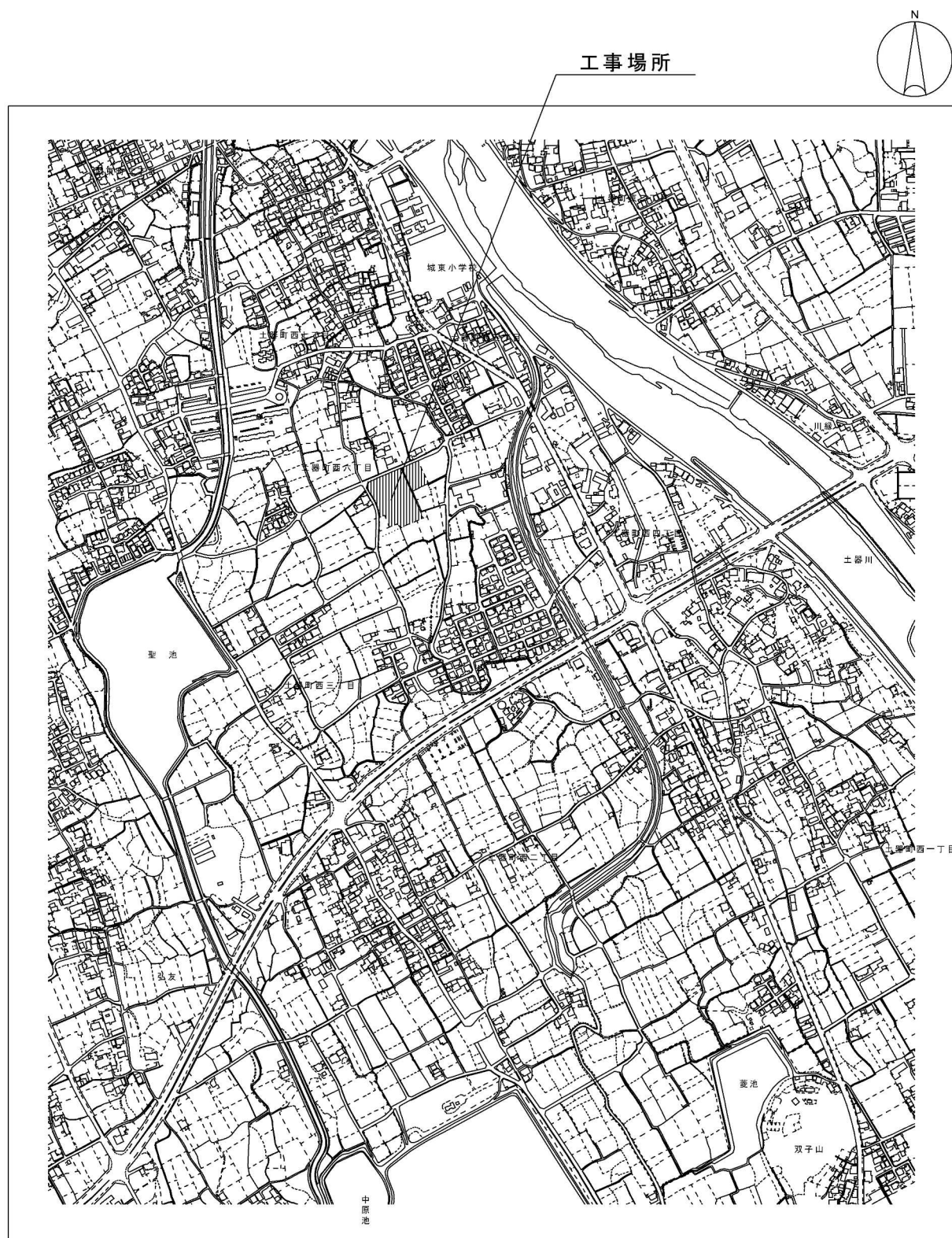
4 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 146,500円(税抜き)

(注)運搬費を含む。

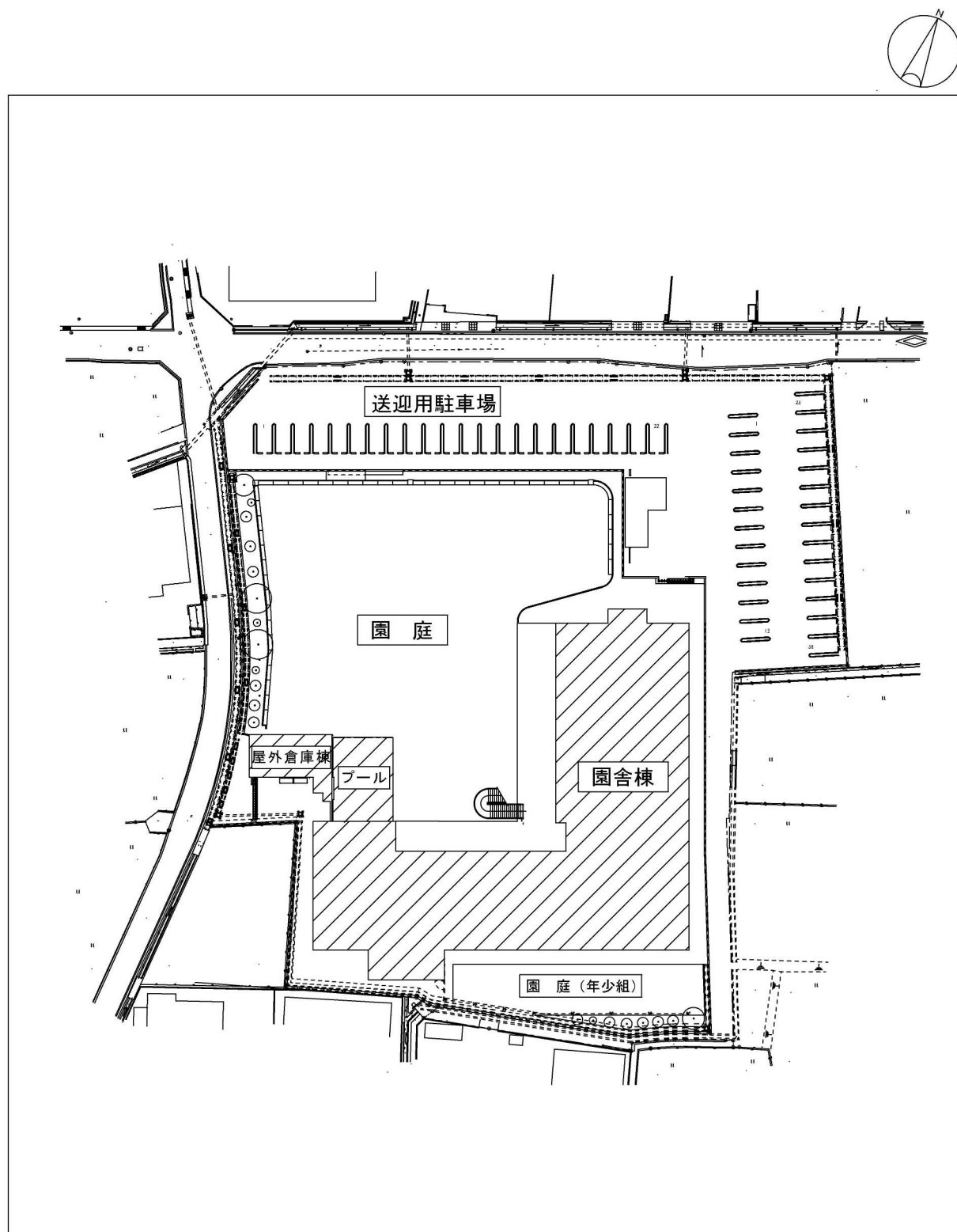
工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	(仮称) 丸亀市立城東こども園園舎新築工事
工 事 概 要	【園舎新築工事】 構造・規模 園舎棟 鉄筋コンクリート造2階建 建築面積 1,636.27 m² 延床面積 2,884.77 m² 屋外倉庫棟 鉄筋コンクリート造平屋建て 建築面積 73.70 m² 延床面積 73.70 m² その他 プール、駐輪場、外構整備 上記工事に係る建築工事 一式

(仮称)丸亀市立城東こども園園舎新築工事 付近見取図



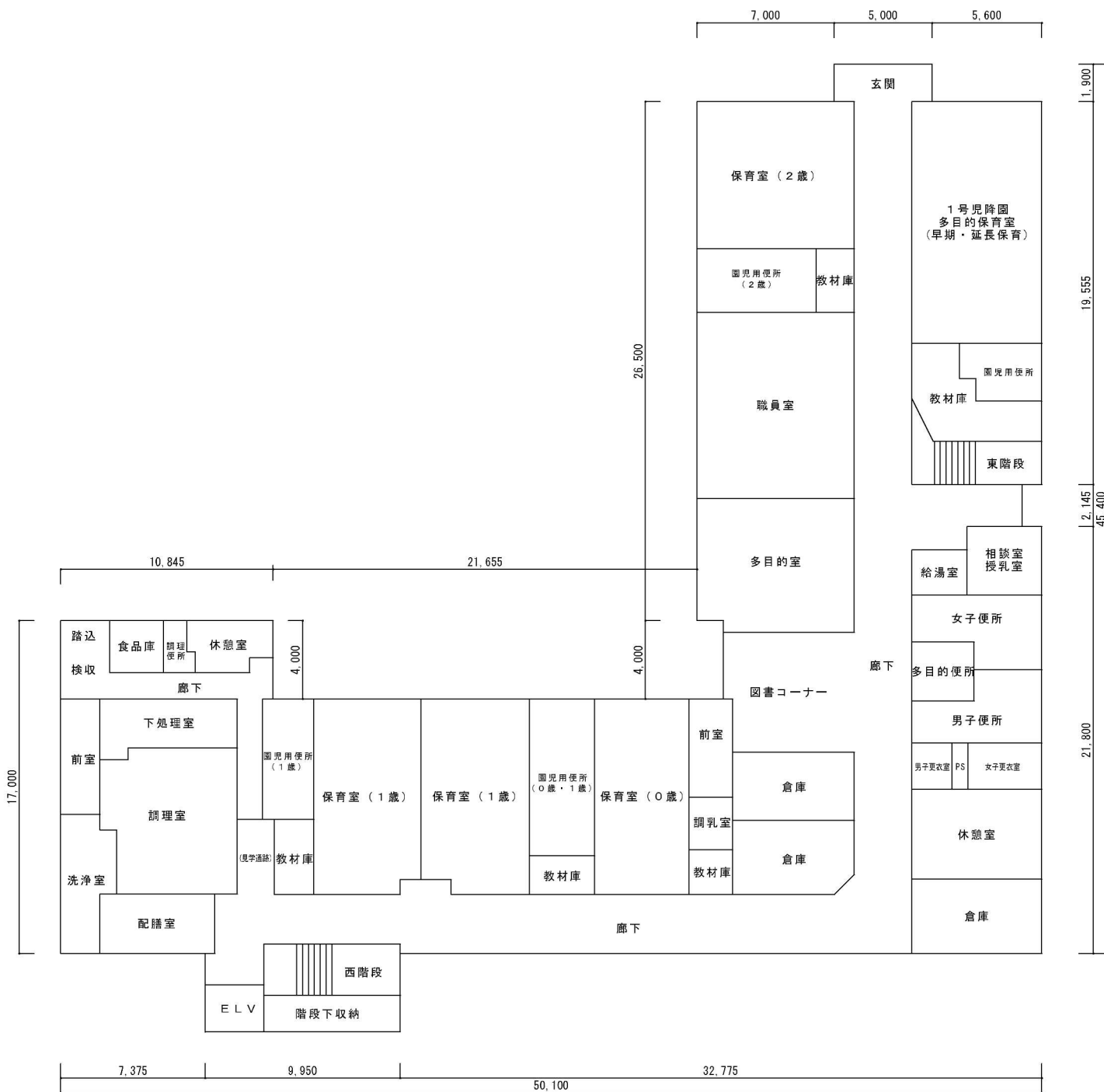
(仮称)丸亀市立城東こども園園舎新築工事 配置図



(仮称)丸亀市立城東こども園園舎新築工事

1 階平面図

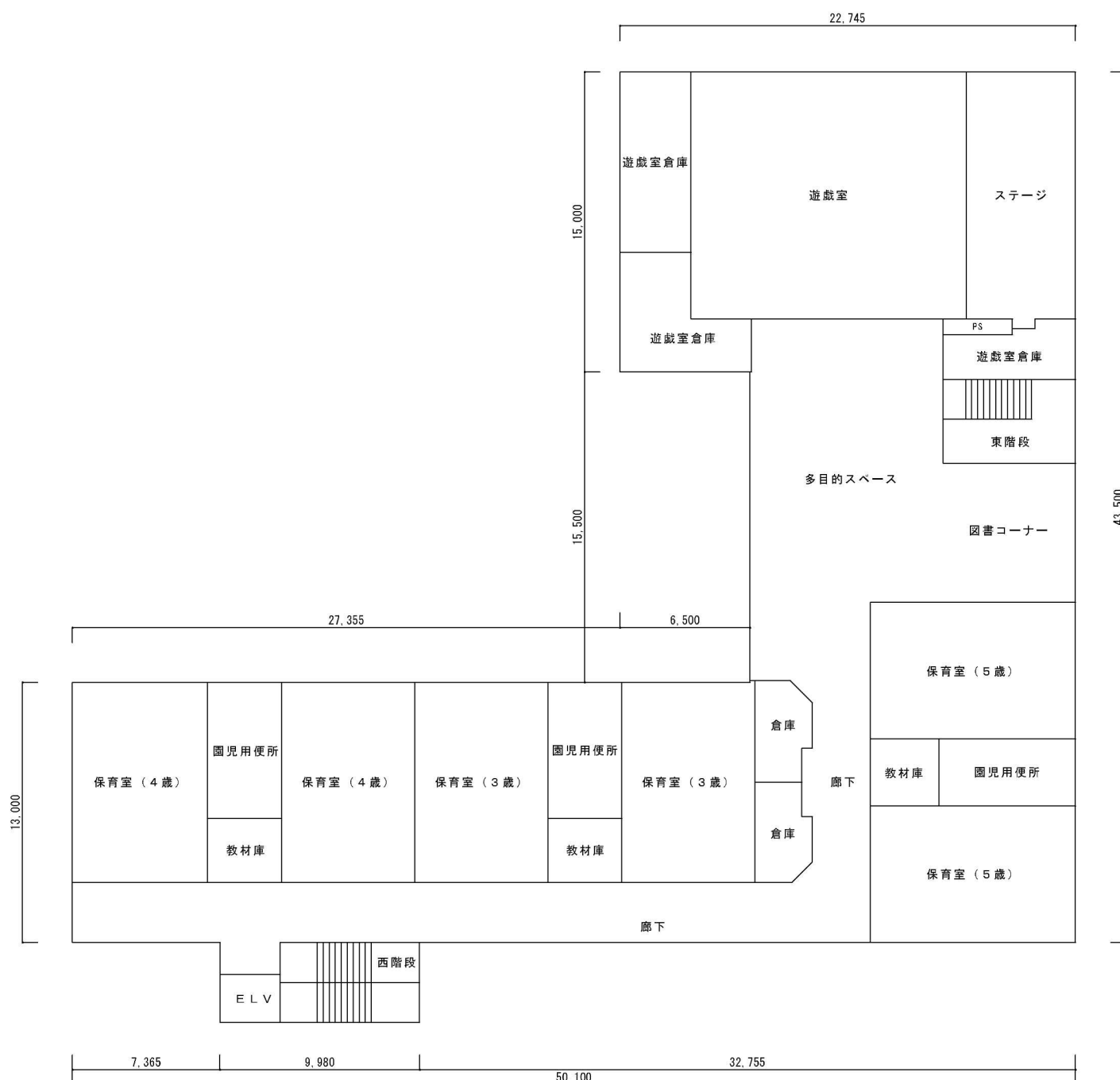
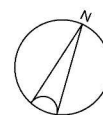
単位：ミリメートル



(仮称) 丸亀市立城東こども園園舎新築工事

2 階平面図

単位：ミリメートル



議案第 85 号

工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う機械設備工事）

（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う機械設備工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 6 年 10 月 4 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 （仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う機械設備工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 256,300,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 23,300,000 円
- 4 契約の相手方 丸亀市田村町 1132 番地
山野設備工業株式会社 代表取締役 山野 元春

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 (仮称) 丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う機械設備工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市土器町西四丁目地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和8年1月30日
- 4 契 約 金 額 ¥256,300,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥23,300,000-
丸亀市建設工事請負契約約款(平成21年告示第16号)第57条(債務負担行為に係る契約の特則)の規定に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
- (1) 支払限度額 令和6年度 ¥46,100,000-
令和7年度 ¥210,200,000-
- (2) 出来高予定額 令和6年度 ¥51,260,000-
令和7年度 ¥205,040,000-
- 5 契 約 保 証 金 ¥25,630,000-
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する対象建設工事の該当の有無
☒ 該当する(分別解体等の方法等については、別紙のとおり)
☐ 該当しない
- 7 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市(代表者 市長 松永 恭二)と

受注者 山野設備工業株式会社(代表取締役 山野 元春) とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則(平成17年規則第48号)及び丸亀市建設工事請負契約約款(平成21年告示第16号)によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年9月3日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受注者 丸亀市田村町1132番地
山野設備工業株式会社
代表取締役 山野 元春

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの口に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☒ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 ☐ 有 ☒ 無
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☒ 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☒ 無
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無

2 解体工事に要する費用(直接工事費)

該当なし

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

該当なし

(注)運搬費を含む。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	(仮称) 丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う機械設備工事
工 事 概 要	【園舎新築工事】 構造・規模 園舎棟 鉄筋コンクリート造2階建 建築面積 1,636.27 m² 延床面積 2,884.77 m² 屋外倉庫棟 鉄筋コンクリート造平屋建て 建築面積 73.70 m² 延床面積 73.70 m² その他 プール、駐輪場、外構整備 上記工事に係る機械設備工事 一式

議案第 86 号

工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事）

（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 6 年 10 月 4 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 （仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 221, 100, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 20, 100, 000 円
- 4 契約の相手方 丸亀市北平山町一丁目 8 番 19 号
川崎電気工業株式会社 代表取締役 川崎 明則

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 (仮称) 丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市土器町西四丁目地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和8年1月30日
- 4 契 約 金 額 ¥221,100,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥20,100,000-
丸亀市建設工事請負契約約款(平成21年告示第16号)第57条(債務負担行為に係る契約の特則)の規定に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
- (1) 支払限度額 令和6年度 ¥39,700,000-
令和7年度 ¥181,400,000-
- (2) 出来高予定額 令和6年度 ¥44,220,000-
令和7年度 ¥176,880,000-
- 5 契約保証金 ¥22,110,000-
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する対象建設工事の該当の有無
☒ 該当する(分別解体等の方法等については、別紙のとおり)
☐ 該当しない
- 7 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市(代表者 市長 松永 恭二)と

受注者 川崎電気工業株式会社(代表取締役 川崎 明則) とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則(平成17年規則第48号)及び丸亀市建設工事請負契約約款(平成21年告示第16号)によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年9月3日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二



受注者 丸亀市北平山町一丁目8番19号
川崎電気工業株式会社
代表取締役 川崎 明則



備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの口に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☒ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 ☐ 有 ☒ 無
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☒ 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無
	⑥その他 ()	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無

2 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)運搬費を含む。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	(仮称) 丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事
工 事 概 要	【園舎新築工事】 構造・規模 園舎棟 鉄筋コンクリート造2階建 建築面積 1,636.27 m² 延床面積 2,884.77 m² 屋外倉庫棟 鉄筋コンクリート造平屋建て 建築面積 73.70 m² 延床面積 73.70 m² その他 プール、駐輪場、外構整備 上記工事に係る電気設備工事 一式

提 案 理 由

議案第 83 号

モーターボート競走事業会計補正予算につきましては、8月27日から9月1日にかけて開催いたしましたSG競走である第70回ボートレースメモリアルの売上げが予定額を上回ったため、収益的収入であります営業収益の開催収入を16億940万円増額するとともに、収益的支出であります営業費用の特別競走費について、売上げに連動する費用として、払戻金・返還金、日本財団交付金等の法定交納付金、電話投票事務委託料、中央情報処理センターシステム利用料を合わせて14億3,100万円増額いたします。

議案第 84 号

工事請負契約の締結につきましては、(仮称)丸亀市立城東こども園園舎新築工事について、去る8月27日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、ヒカリ・公栄特定建設工事共同企業体に落札決定し、工事請負仮契約を9月3日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 85 号

工事請負契約の締結につきましては、(仮称)丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う機械設備工事について、去る8月27日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、山野設備工業株式会社に落札決定し、工事請負仮契約を9月3日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 86 号

工事請負契約の締結につきましては、(仮称)丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事について、去る8月27日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、川崎電気工業株式会社に落札決定し、工事請負仮契約を9月3日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。